

経 済 産 業 常 任 委 員 会 報 告 書

令和4年12月8日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 5 年 2 月 9 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

経済産業常任委員会

委員長 畑 中 静 一

記

1. 事件名

令和4年議案第61号 七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定について

2. 審査の経過

令和4年12月9日、令和5年1月13日、2月9日の3日間、委員会を開催し、農林水産課長の出席を求め、審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された、令和4年議案第61号七飯町草地畜産基盤整備事業

分担金徴収に関する条例（以下「条例」という。）は、事業実施主体である公益財団法人北海道農業公社が草地畜産基盤整備事業（以下「事業」という。）を令和5～8年度に実施を予定しており、当該事業の実施にあたり、町が受益者分担金の事業費を徴収する事務等を担うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき分担金の徴収に関する事項を定める必要があることから本条例を制定しようとするものである。

第1条には、「趣旨」を定めている。

第2条には、「分担金の額及び算定基準」を定め、分担金の額は、毎年度、公社理事長が定める額の範囲内において、町長が定める額としている。

第3条には、「納入義務者」を定め、分担金は受益者から徴収するとしている。

第4条には、「徴収方法及び時期」を定め、当該年度内において、その都度町長が定め、分担金は納入通知書により納付するとしている。

第5条には、「納付期日の変更及び減免」を定め、天災等により分担金の納付が困難となった受益者について、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、分担金の減額や徴収を免除することができるとしている。

第6条には、「委任」を定め、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしている。

附則には、施行期日を令和5年4月1日からとしている。

また、施行規則に規定するものは、分担金の額及び納付期日の通知に係る様式のほか、徴収の猶予又は減免の申請に係る様式を定めている。

委員からは分担金の猶予又は減免について、どのような事情で認められるのか質疑があり、町からは、国税通則法等を参考に対応していくとの回答があった。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、公益財団法人北海道農業公社が事業を実施するにあたり、地方自治法第224条の規定に基づき七飯町が分担金の徴収に関する事項を定める必要があることから、本条例の制定をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した。